

群馬大学生体調節研究所将来構想委員会規程

平成 29. 7. 4 制 定

(設 置)

第 1 条 群馬大学生体調節研究所教授会の下に、群馬大学生体調節研究所将来構想委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 生体調節研究所の将来計画に関する事項
- (2) その他教授会から付託された事項

(組 織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副所長
- (2) 教授会から選出された教授
- (3) その他教授会が特に必要と認めた者 若干人

(委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置き、副所長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代行する。

(会 議)

第 5 条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

- 2 議事は、出席議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(報告等)

第 6 条 委員長は、委員会の審議結果を教授会に報告するものとする。

(委員以外の者の出席)

第 7 条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞くことができる。

(専門委員会)

第 8 条 委員会に、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会については、委員会が別に定める。

(事 務)

第 9 条 委員会の事務は、昭和地区事務部総務課において処理する。

(規程の改廃)

第 10 条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、所長が行う。

附 則

この規程は、平成 29 年 7 月 4 日から施行する。